

**「三重の酒と食」PRパンフレット等制作業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託事業名

「三重の酒と食」PRパンフレット等制作業務委託

2 委託事業の目的

三重県は、多様な地形がもたらす豊かな海と山の幸に恵まれており、また、千年以上も紡がれてきた伊勢神宮や熊野古道伊勢路は「日本のこころの原点」を象徴する存在とされています。

こうした豊かな自然や歴史をもとに、古くから盛んに酒造りが行われるとともに、地域に根付く独自の食文化が育まれてきました。

そこで、「三重県ならではの酒と食」をPRするパンフレット等を制作することにより、県内はもとより県外や海外に向けて、その魅力を発信し、三重県の認知度向上と酒造業・食関連産業の振興を図ります。

3 事業主体

三重県

4 委託事業の内容

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

(2) 委託内容

別添「業務仕様書」のとおり

5 契約上限額

979,000円（消費税および地方消費税を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ①三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ②三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出してください。

三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「『三重の酒と食』PR パンフレット等制作業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」とします。）において審査を行い、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）。

(1) 企画提案コンペ参加確認資格申請書

【提出書類】

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類：1部

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。

【提出期限】

令和7年8月19日（火）17時00分まで

【提出先】

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班

電話：059-224-2336

メール：syokusan@pref.mie.lg.jp

【提出方法】

上記提出先へ電子メールにより送付してください。送付後は、提出期限までに、必ず電話にて「20 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

※参加資格確認結果は、令和7年8月28日（木）までに、電子メールにて通知いたします。

(2) 企画提案資料

【提出書類】

①企画提案書（様式任意）：8部（正本1部、コピー7部）

原則A4版・両面印刷、長編綴じとし、以下について可能な限り具体的な提案内容を記載してください。

A：業務に対する考え方とコンセプト

- ・企画コンセプト
- ・三重の酒と食の魅力をより発信するための工夫

B：各制作物の概要

業務仕様書5（1）～（3）に定める内容を基本とし、関心を引き、魅力が伝わるような写真やデザイン、文章表現等、見せ方を工夫した各制作物のデザイン案等を、成果物のイメージができるよう提示してください。

<パンフレット>

- ・規格
- ・下表（業務仕様書5（1）③）の内容

| 内容 | 提示内容 |
|--------------|--|
| 表紙 | デザイン案 |
| 酒蔵マップ | 実際の紹介ページ案を作成 ※契約後にソムリエ監修のもと作成する内容や県から提供する内容は、現時点では内容の正確性は求めません。 |
| 酒蔵の紹介 | |
| 日本酒の味わいを示す図 | |
| 日本酒と料理のペアリング | |
| 三重の日本酒 | |
| GI 三重 | |
| 裏表紙 | デザイン案 |

※ 案の作成にあたっては、各ホームページ（[三重の食結び](#)／[三重県酒造組合](#)／[GI 三重](#)）を確認してください。

※ 原則、日本語、英語併記としてください（ネイティブチェックは不要）。

<ポスター>

- ・デザイン案

<PR用カード>

- ・デザイン案

C：業務の実施体制

- ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

D：業務実施スケジュール

- ・令和7年9月下旬までに契約締結することを前提とした業務実施スケジュール

②見積書（様式任意）：8部（正本1部、コピー7部）

見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。

※個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるようにしてください。

③提案事業者の概要書：8部（正本1部、コピー7部）

組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの（自社のパンフレットでも可）。

④参考資料：8部（正本1部、コピー7部）

その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績や当該制作物がある場合は、その資料を添付してください。

【提出期限】

令和7年9月4日（木）17時00分 ※必着

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班（三重県庁 8 階）

【提出方法】

上記提出先へ持参、郵便または民間事業者による信書便による送付に限ります。
なお、郵便または民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、必ず電話にて「20 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

（3）第 1 次審査（書面審査）の実施

提出された企画提案資料の書類審査を行います。審査の結果は、各提案者に対して速やかに文書にて通知します。

なお、提案者が 10 件に満たない場合は、書面審査を省略します（その場合、結果の通知も省略します）。

（4）第 2 次審査（書面審査）の実施

提出された企画提案資料の書類審査を行います。審査の結果は、令和 7 年 9 月 16 日（火）までに、各提案者に対し文書にて通知をします。

※プレゼンテーションは実施しません。

（5）不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ①企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- ②提案者が当該企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
- ③提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く）。
- ④参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- ⑤見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- ⑥住所（所在地）、商号又は名称等を欠く見積書を提出したとき。
- ⑦重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- ⑧提出書類が提出期間外に提出されたとき。
- ⑨その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の点を重視して総合的に評価することとします。

（1）目的適合性（5 点）

- ・事業の目的や業務仕様書に合致した提案となっているか。
- ・仕様書で提示した内容を理解し、事業の成果を見込むことができる内容となっているか。

（2）企画性（10 点）

- ・三重の酒と食の情報が分かりやすく伝わるものとなっているか。

- ・コンセプトを意識し、三重の酒と食の魅力が伝わるデザインとなっているか。
- ・見やすく読みやすいものとなっているか。
- ・独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。
- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。

(3) 専門性 (10点)

- ・過去に類似業務を実施するなど、デザイン制作等の実績が豊富か。
- ・本業務を遂行するうえで必要な知識や経験に基づくノウハウを有するか。

(4) 業務遂行能力 (5点)

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。

(5) 経済合理性 (5点)

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

9 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり「20 担当部局」まで文書（様式任意）を提出してください。

(1) 質問の受付期限

令和7年8月13日（水）17時00分まで

(2) 質問の方法

持参、FAXまたは電子メールで受け付けます。なお、FAXまたは電子メールで提出する場合は、受付期限までに、必ず電話にて受領確認を行ってください。

(3) 質問への回答

令和7年8月15日（金）までに、三重県のホームページに掲載します。
（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し委託契約を締結します。契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

- (3) 三重県会計規則（平成 18 年 6 月 16 日三重県規則第 69 号、以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 委託料及び経費等

本事業は、委託料の範囲内で実施することとします。また、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限りします。

14 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 業務委託料は、委託業務が完了し履行確認が行われた後に支払うものとします。
- (2) 支払先は日本国内の銀行等の口座に限りします。

15 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

19 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) 不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

20 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：田上(たがみ)

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024 メール：syokusan@pref.mie.lg.jp